

新型コロナウイルスにより影響を受けた一次産業従事者への支援 「海士流産業給付金」

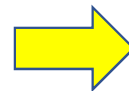
- ・ 新型コロナウイルスの影響により大きく売り上げに影響のあった一次産業従事者で、国の持続化給付金の対象となり、且つその給付を受けても前年の売り上げの50%に満たない場合に、前年の売り上げの50%までの金額を上限100万円まで町が独自に支援をします。
- ・ 交付対象者は、国の持続化給付金を受けた方が対象です。

持続化給付金の給付を受けた 一次産業従事者

中小法人上限 200万円
個人事業主上限 100万円

【通常型】・【季節性収入特例】など

国の持続化給付金の補填に
さらに町の給付金を追加



海士町流産業給付金

国の持続化給付金の給付を受けても
前年の売上の50%に満たない場合に50%を上限に100万円まで